

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	保健指導等に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

熊本市は、保健指導等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言致します。

特記事項

保健指導等に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全に期している。

評価実施機関名

熊本市長

公表日

令和4年3月22日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	保健指導等に関する事務
②事務の概要	<p>母子保健法に基づき、母性並びに乳幼児の健康保持及び増進を図ることを目的として、母子健康手帳の交付、妊娠婦・新生児の訪問指導、母子健康診査等の次の事務を行う。</p> <p>(特定個人情報ファイルを取り扱う事務)</p> <ul style="list-style-type: none">・妊娠届の受理及び親子手帳(母子健康手帳)の交付・養育医療の給付と費用の徴収 <p>(特定個人情報ファイルを取り扱わない事務)</p> <ul style="list-style-type: none">・妊娠婦の訪問指導・健康診査の実施・新生児の訪問指導・低体重児の届出受理・未熟児の訪問指導
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none">①子育て医療給付システム②健康管理システム③庁内連携システム④団体内統合宛名システム⑤中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
母子保健法による事務情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 別表第1の49の項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第40条第1～第10項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠)番号法別表第2 26の項、56の2の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条、30条 (情報照会の根拠)番号法別表第2 70の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第39条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉局子ども未来部子ども政策課
②所属長の役職名	子ども政策課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	熊本市総務局法制課情報公開窓口 860-8601 熊本中央区手取本町1番1号
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	熊本市健康福祉局子ども未来部子ども政策課 〒861-8601 熊本中央区手取本町1番1号

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年5月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年5月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年3月26日	I・5 ①部署	健康福祉子ども局子ども支援課	健康福祉局保健衛生部健康づくり推進課	事後	組織変更に伴う名称変更であるため、重要な変更に該当しない
平成30年3月26日	I・5 ②所属長	子ども支援課長 江 幸博	健康づくり推進課長 今村 利清	事後	組織変更に伴う名称変更であるため、重要な変更に該当しない
平成30年3月26日	I・7 請求先	熊本市総務局法制課市政情報プラザ 860-8601 熊本中央区手取本町1番1号	熊本市総務局法制課情報公開窓口 860-8601 熊本中央区手取本町1番1号	事後	組織変更に伴う名称変更であるため、重要な変更に該当しない
平成30年3月26日	I・8 連絡先	熊本市健康福祉子ども局子ども支援課 860-8901 熊本中央区手取本町1番1号	熊本市健康福祉局保健衛生部健康づくり推進課 862-0971熊本中央区大江5丁目1番1号	事後	組織変更に伴う名称変更であるため、重要な変更に該当しない
平成30年3月26日	II・1 いつ時点の計数か	平成27年9月1日時点	平成29年9月1日時点	事後	年1回の定例見直しに伴う変更であるため
平成30年3月26日	II・2 いつ時点の計数か	平成27年9月1日時点	平成29年9月1日時点	事後	年1回の定例見直しに伴う変更であるため
平成30年5月31日	I・5 ①部署	健康福祉局保健衛生部健康づくり推進課	健康福祉局子ども未来部子ども政策課	事後	組織変更に伴う名称変更であるため、重要な変更に該当しない
平成30年5月31日	I・5 ②所属長	健康づくり推進課長 今村 利清	子ども政策課長 池田 賀一	事後	組織変更に伴う名称変更であるため、重要な変更に該当しない
平成30年5月31日	I・8 連絡先	熊本市健康福祉局保健衛生部健康づくり推進課 862-0971熊本中央区大江5丁目1番1号	熊本市健康福祉局子ども未来部子ども政策課 861-8601 熊本中央区手取本町1番1号	事後	組織変更に伴う名称変更であるため、重要な変更に該当しない
平成30年5月31日	II・1 評価対象の事務の対象人数は何人か	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未満		
平成30年5月31日	II・1 いつ時点の計数か	平成29年9月1日時点	平成30年5月31日時点	事後	年1回の定例見直しに伴う変更であるため
平成30年5月31日	II・2 いつ時点の計数か	平成29年9月1日時点	平成30年5月31日時点	事後	年1回の定例見直しに伴う変更であるため
令和1年6月26日	I・5 ②所属長	子ども政策課長 池田 賀一	子ども政策課長	事後	新様式への変更
令和1年6月26日	IV リスク対策	なし	IV追加	事後	新様式への変更
令和2年5月31日	II・1 いつ時点の計数か	平成30年5月31日時点	令和2年5月31日時点	事後	年1回の定例見直しに伴う変更であるため
令和2年5月31日	II・2 いつ時点の計数か	平成30年5月31日時点	令和2年5月31日時点	事後	年1回の定例見直しに伴う変更であるため
令和3年5月31日	II・1 いつ時点の計数か	令和2年5月31日時点	令和3年5月31日時点	事後	年1回の定例見直しに伴う変更であるため
令和3年5月31日	II・2 いつ時点の計数か	令和2年5月31日時点	令和3年5月31日時点	事後	年1回の定例見直しに伴う変更であるため